

秋田県モデル工事等実施証明書発行要領

(総則)

第1条 この要領は、秋田県 I C T活用モデル工事、秋田県簡易型 I C T活用モデル工事及び秋田県女性技術者活躍モデル工事（以下これらを「秋田県モデル工事等」という。）における各実施要綱に定める実施証明書（以下「実施証明書」という。）の発行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 実施証明書は、秋田県モデル工事等を実施し、その完成検査に合格したことを証明する書類をいう。

(実施証明書の様式)

第3条 実施証明書は別紙によるものとし、秋田県 I C T活用モデル工事实施証明書及び秋田県簡易型 I C T活用モデル工事实施証明書には I C T活用工種（秋田県 I C T活用モデル工事实施証明書は別表1、秋田県簡易型 I C T活用モデル工事实施証明書は別表2による。）を、秋田県女性技術者活躍モデル工事实施証明書には女性技術者の配置役割等（別表3による。）をそれぞれ明示するものとする。

(実施証明書の発行)

第4条 実施証明書の発行は、秋田県モデル工事等の発注公所長が行うものとし、秋田県モデル工事等を実施し、その完成検査に合格したことを確認したものについて行うものとする。なお、実施証明書の発行日は、当該工事の完成検査結果通知日とする。

(実施証明書の発行対象)

第5条 実施証明書の発行対象は、該当する秋田県モデル工事等の受注者とする。なお、受注者が共同企業体の場合は、秋田県 I C T活用モデル工事及び秋田県簡易型 I C T活用モデル工事においては全ての構成員に対して、秋田県女性技術者活躍モデル工事においては女性技術者が所属する構成員に対して発行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年7月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和２年３月１３日技管－７３４ 一部改正）

- 1 この要領は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和２年４月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和２年９月８日技管－２９７ 一部改正）

- 1 この要領は、令和２年１０月１日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和２年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和３年９月９日技管－３４２ 一部改正）

- 1 この要領は、令和３年１０月１日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和３年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和４年３月１日技管－６９３ 一部改正）

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和４年４月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和４年３月２２日技管－７６４ 一部改正）

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和４年４月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和４年９月１３日技管－５５７ 一部改正）

- 1 この要領は、令和４年１０月１日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和４年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和５年３月３日技管－１１２０ 一部改正）

- １ この要領は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和５年４月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和５年９月１４日技管－４６１ 一部改正）

- １ この要領は、令和５年１０月１日から施行する。
- ２ この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和５年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和６年３月８日技管－８５１ 一部改正）

- １ この要領は、令和６年４月１日から施行する。
- ２ この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和６年４月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和６年９月１１日技管－４１５ 一部改正）

- １ この要領は、令和６年１０月１日から施行する。
- ２ この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和６年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

別紙

文 書 番 号
〇〇 年 月 日

様

契約担当者

秋田県〇〇〇〇工事実施証明書

次の工事は、秋田県〇〇〇〇工事を実施したことを証明する。

工 事 名		
工 事 番 号		
工 事 場 所		
契 約 金 額		¥ ー
契 約 年 月 日		〇 〇 年 月 日
工 期	着 工 年 月 日	自 〇 〇 年 月 日
	完 成 年 月 日	至 〇 〇 年 月 日
完 成 年 月 日		〇 〇 年 月 日
受 注 者		
主任（監理）技術者		
区 分		（別表１～３のとおり）

☐ 土工	☐ 舗装工
☐ 河川浚渫	☐ 地盤改良工
☐ 法面工	☐ 舗装工（修繕工）
☐ 土工（1,000m ³ 未満）	☐ 小規模土工
☐ 構造物工（橋脚・橋台）	☐ 擁壁工
☐ 基礎工	☐ 構造物工（橋梁上部）
☐ コンクリート堰堤工	

（注）当該工事において、ICTを活用した工種は■印である。

☐ 土工	☐ 舗装工
☐ 構造物工（橋脚・橋台）	☐ 擁壁工
☐ 基礎工	☐ 構造物工（橋梁上部）
☐ コンクリート堰堤工	

（注）当該工事において、ICTを活用した工種は■印である。

配置役割	資格区分
☐ 監理技術者	☐ 区分 1
☐ 監理技術者補佐	☐ 区分 2
☐ 主任技術者	☐ 区分 3
☐ 現場代理人	☐ 区分 4
☐ 担当技術者	
本工事に配置した女性の氏名	(注) 当該工事における配置役割、資格区分は■印である。
()	